2011年5月12日

各　位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　木村　宏
（コード番号 2914
東証・大証・名証 第一部、福証・札証）
問合せ先　　ＩＲ広報部（TEL 03-3582-3111（代表））

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2011年5月12日開催の取締役会において、2011年6月24日開催予定の当社第26回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第23条、第28条）
なお、取締役の責任免除の規定（変更案第23条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

本定款変更については、2011年6月24日開催予定の当社第26回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決され、日本たばこ産業株式会社法による財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

以上

【別紙】

＜定款変更の内容＞

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の責任免除） 第23条　本会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第23条～第26条（条文省略）	第24条～第27条（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第28条　本会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第27条～第29条（条文省略）	第29条～第31条（現行どおり）